

従前地分筆を伴う仮換地変更手続きの流れ

申請者（地権者・代理人）	
①	仮換地の分割(案)について市へ相談を行う (土地家屋調査士等が代理人となる場合、地権者の委任状を提出)
③	仮換地分割(案)の地積測量図を作成して、市へ提出 (分割線に永久標を設置)
⑤	従前地分筆の地積測量図作成して、市へ提出 (従前地の地積測量図を提供した場合は、その図面を基に作成)
⑦	※必要書類一式に土地所有者全員の署名・捺印・割印を受け市へ申請 【必要書類】 仮換地変更願、変更設計書、仮換地測量図(※)、従前地測量図(※)
⑨	分筆登記申請用(法務局)の地積測量図への施行者確認印の申請 (手数料300円)
⑪	法務局へ分筆登記申請
⑫	分筆登記完了後、登記事項要約書と公図の写しを市へ提出

福山市（川南）	
②	市の仮換地画地測量図を提供 (従前地の地積測量図(法務局備付測量図)があれば提供)
④	③を受けて、分筆する従前地の面積按分を仮換地変更設計書(案)で通知
⑥	各測量図を確認し、仮換地変更願の様式を渡す
⑧	内部決裁(約1週間)
⑩	事業施行者(福山市)確認印押印
—	—
⑬	⑫の書類確認後、変更後の仮換地証明書が発行可能となる (①の委任状で1度だけ発行可能・手数料300円)

※「仮換地変更願」に添付して提出していただく地積測量図には、作成者の記名・押印をしたものをお願いします。